

## 国立公園における管理・運営の状況

## 1. 地域性自然公園制度における管理・運営の特徴

- ・ 我が国の国立公園は、その区域を公園専用に限定せず、また土地所有に係わらず公園を指定する地域制の自然公園制度を採用しており、適正な管理を実現するためには国立公園関係者が「協働」することが必要となる。
- ・ 特に、国立公園の魅力の共有・発信及び、その魅力の維持・向上に係る取組に関しては、国立公園に関係する国、地方公共団体、公園事業者、地域住民、民間企業、NGO 等が総合的な観点から協働していくことが重要。

## 2. 国立公園の管理・運営の状況

管理・運営の内容		概要	実施主体	関係者の協議等の場	
公園の保護	公園計画に基づくもの	地域指定による規制	・ 自然環境の状況等に応じてゾーニング ・ 管理計画等に基づき開発等の行為に対して許認可を行う	環境省(一部は都道府県)	管理計画検討会議
		公園事業施設の整備、管理・運営	・ 植生復元施設、自然再生施設等	環境省、国の機関、都道府県、市町村	自然再生協議会
	生態系維持回復事業	・ モニタリング、生息・生育環境の維持・改善、支障を及ぼすおそれのある動植物の防除等	環境省、国の機関、都道府県、市町村、民間団体等	課題に対応した協議会	
	その他	清掃	・ 利用拠点、希少野生生物の生息地、展望の対象となる場等におけるゴミの清掃	環境省、国の機関、都道府県、市町村、民間団体等	清掃・美化のための協議会
		生態系の維持管理	・ 外来生物の防除 ・ 希少野生生物の保護対策	環境省、国の機関、都道府県、市町村、民間団体等	
公園の利用	基公園づくりに関する計画	公園事業施設の整備、管理・運営	・ 道路、園地、休憩所、展望所、ビジターセンター、トイレ等	環境省、国の機関、都道府県、市町村等	ビジターセンター運営協議会
		利用調整地区	・ 宿泊施設等	民間団体等	
	その他	マイカー規制	・ 利用人数の上限を設定	環境省、民間団体等	利用適正化協議会
		エコツーリズム	・ 自家用車等の進入を規制する機関・区域の設定	環境省、国の機関、都道府県、市町村、民間団体等	マイカー規制協議会
			・ エコツアープログラムの開発支援	環境省	エコツーリズム推進協議会
	・ エコツアーの実施	民間団体等			
自然観察会	・ ビジターセンター等における自然体験プログラムの企画・実施	環境省、民間団体等			
調査・研究・モニタリング		・ 自然環境等の調査・研究・モニタリング	環境省、国の機関、都道府県、市町村、民間団体、研究者等		
広報・情報発信		・ 公園の保護・利用に関する情報提供等	環境省、国の機関、都道府県、市町村、民間団体等		

表中の事項は代表的なものを例示したもの